

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（公認会計士等の監査証明を必要とする者）</p> <p>第三十五条 法第九十三條の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで若しくは第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの発行者を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 法第九十三條の二第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（公認会計士等の監査証明を必要とする者）</p> <p>第三十五条 法第九十三條の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで若しくは第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの発行者又は同項第十七号に掲げる有価証券で同項第四号、第五号、第七号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）若しくは第一条第一号に掲げる証券若しくは法第二條第一項の規定により有価証券とみなされる同項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者（法第九十三條の二第一項に規定する書類について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p>

一 法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第四号、第五号、第七号から第九号まで又は第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの

二 法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券

三 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券

四 法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

五 法第二条第一項第十九号又は第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）

六 第一条第一号に掲げる証券又は証書

七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号、第四号又は第六号に掲げる権利

（内部統制報告書に係る監査証明）

第三十五条の二 法第百九十三条の二第二項に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者とする。

（法令違反等事実の申出までの期限）

第三十六条 法第百九十三条の三第二項に規定する政令で定める期間

（内部統制報告書に係る監査証明）

第三十六条 法第百九十三条の二第二項に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者（法第百九十三条の二第二項に規定する内部統制報告書について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）とする。

（新設）

は、同条第一項の通知を行った日（以下この条において「通知日」という。）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする。

一 法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の提出期限の六週間前の日又は通知日から起算して二週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、提出期限の前日）

二 法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書の提出期限の前日